

平成30年 教育委員会第11回定例会 会議録

日 時 平成30年 6月26日 (火)

午後 3時01分～午後 3時49分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

(1) 議案第19号「運動部活動ガイドライン」

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 平成30年第 2 回区議会定例会の報告

【指導課】

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告 (平成30年 5月分)

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田 (7月 5日号) 掲載事項

出席委員 (5名)

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員 (9名)

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事 (特命担当)	新治 博
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	櫻片 淳一
指導課長	佐藤 友信
指導課統括指導主事	佐藤 達哉

欠席委員 (0名)

欠席職員（2名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長

皆さん、こんにちは。それでは、平成30年教育委員会第11回の定例会を開催します。

開催に先立ちまして、現在、傍聴の方はいらっしゃらないようですが、傍聴から申請があった場合は傍聴を許可するということにさせていただきます。ご了承ください。

それでは、定例会を開会いたします。

本日、委員の欠席はございません。今回の署名委員は、俣野委員にお願いいたします。

本日、出席理事者でございますが、ちょうど明日から本会議が始まるということで、さまざまな議会答弁等々で錯綜しておりまして、両部長がきょうは欠席です。あと、児童・家庭支援センターの新井所長も、遅れて参加ということになりますので、ご了承ください。

◎日程第1 議案

指導課

(1) 議案第19号「運動部活動ガイドライン」

坂田教育長

さて、それでは、早速、日程に入らせていただきます。

まず最初は、議案になります。議案第19号、運動部活動ガイドラインということでございます。前回の当委員会の中で議論をしてきたものでございます。今般、成案として提案させていただきます。

それでは、指導課長、よろしくお願いいたします。

指導課長

それでは、運動部活動ガイドラインにつきまして、前回の教育委員会を受けて修正したものを、今回再度、議案として提案いたします。

まず、修正した部分につきまして、説明させていただきたいと思っております。

まず、最初の四角囲み、以前の一番上のところになりますが、こちらのほうは、前回は「日本型学校教育」という言葉が入っていたのですが、千代田区としてのガイドラインを示し出すというところにおいては必要ないのではないか、というご意見をいただきましたので、委員の先生方のご意見もいただいた上で、次のように新しく提案いたします。「生徒がスポーツを楽しむことで、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む運動習慣を確立

し、生涯にわたって心身の健康を保持増進する資質能力を獲得することで、豊かな学校生活を送ることができるようにすること」、このように修正いたします。

続きまして、その下の文の1の(1)アの2行目のところが、「運動部活動顧問」になっていたのですが、こちらのほうは、全て「活動」という言葉をとって、「運動部顧問」という形で全部統一をしているところでございます。運動部顧問とは、運動部にかかわる教員という形で、同一の理解をしているところでございます。

それでは、1枚めくらせていただきます。

続いて、(2)のイの部分ですが、イの部分につきましては、一番最後の文、「任用前及び任用後の定期において研修を行う」というところなのですが、その前の文ですが、さまざまな部活動において配慮しなければならない事項がこのイのところには書いてあります。ですので、そここのところ、一番最後の文の前には、それらを「徹底するため」ということで、厳守するという意味の言葉を添えて提案いたします。

では、1枚めくらせていただいて、2ページ目です。

2ページ目に、合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組のところ、イの部分は、文章を整理させていただきました。「スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適宜とることが必要である。運動部顧問は過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。そして、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る」。そして、「生徒がバーンアウトすることなく、技術や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し短時間で効果が得られる指導を行う」。原文は、区切りがなかった文章ですので、文章のほうを句点で区切らせていただいて、伝わりやすく表現をしようと提案しているところでございます。

続きまして、4ページ、四角囲みの中の、こちらは誤植だったんですが、休養日、1のところ、一番最後、「振り替える」を、以前は「返信」の「返」になってしまっていたところを、漢字を直しておるところでございます。

そして、4、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備のところでは、多様な子どもたちのニーズに応えるような文章にということで、アのところ、「校長は、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるように、レクリエーション志向で行う部活動や体力づくりを目的とした部活動に「とどまらず」という言葉を入れさせていただきました。「生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する」という文章にしております。

次が最後になります。5ページじゃないですね、もう一度戻ります。すみ

ません、4ページ、4の(2)地域との連携等の部分ですが、こちらのほうは、以前、ア、イで文章が2つありまして、主に言いたいことは、地域、保護者との連携というような部分でありました。もともとイのところには、区教育委員会及び学校は、学校と地域保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えのもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すというような文章だったんですが、それは、もともとあるアの文章とほぼ同義として捉えることができるだろうということで、このところを、イのほうを削らせていただき、そして、アの文を、もともとある文を整理させていただきました。読みます。(2)地域との連携等。「区教育委員会及び校長は、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者活用等を通じて、協働・融合をはかりスポーツ環境整備を進める」という形の文にまとめております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

坂田教育長

はい。ただいま前回の議論を受けまして、修正を含めて説明いただきました。

何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。では、何かございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長
金丸委員

はい。
日本語の文の問題として、全然これに反対しているわけじゃないんですけども、今の5ページの1行目のところに、その前から行くと、「実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携」が、その後、「を通して」につながってきますよね、文章として。それに対して、「保護者の理解と協力を通して」が、何か文章として本当につながるのかなというふうに、ちょっと疑問を感じたのですが。趣旨はわかるんです。趣旨はわかるんですけども、スポーツ団体との連携がね、こういうことを進めるというふうになると、民間事業者の活用がこういうことを進めることにつながるということもわかるんですけども。理解と協力というものは、「進める」ではなくて、進めるの裏側のものかなというふうに思ったものですから、文章としてこれでいいのかという、若干の疑問です。でも、これで特に問題があるというわけじゃないです。このままでいいんですけども、日本語の文章としてはどうなのかなと、若干の疑問があります。

坂田教育長
中川委員
金丸委員

はい。ありがとうございます。

これは、3つを並行して、これを通してというふうにしてしまえば。

そうなんです。だから、このままでいいのかなと思うんですけどね。

それとも、もう一つ、法律家って結構文章にうるさいものですから大変申しわけないんですけど。せっかく切っただいてよくなったなと思いつつ若干気になったのが、「そして」という文章で、2の(1)のイでしたっ

け、その前の文章の主語が、運動部顧問だということははっきりするんですが、「そして」からの文章が、多分、「運動部顧問は」が主語だという形で書いているんだと思うんですけど、だとすると、かえってこここそ「理解し」としてしまつてつなげちゃったほうがはっきりするのかなという感じがちょっといたしました。

指導課長 主述の関係ということ。

金丸委員 そうなんです。ですから、イの2行目に、「運動部顧問は過度の練習が…
…リスクを高め、必ずしも……こうであることを……理解する」と切っているじゃないですか。

坂田教育長 はい。

金丸委員 「理解して、……向上や何かをできるように……コミュニケーションを十分に図る」というふうにしてしまったほうが、文章としてわかりやすい文章になるんじゃないですか。基本的には、私はもう、切ったほうがいいと思っているんですけども。このところは何かつなげたほうがわかりやすいかもしれない気がしました。

指導課長 ご指摘ありがとうございます。非常に専門的な見地から見ていただくことはありがたいと思っています。

今の部分は、ここ、切ることばかりにちょっと思考が行ってしまったものですから、今のところはつなげる形のほうがすっきりすると判断します。それをつなげるという形で、「理解し」、誰がというところに力点が置かれるかなと思いますので、つなげる形で受けとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

中川委員 「理解し、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに」……

坂田教育長 「基礎を培うことができるよう、コミュニケーションを十分に図る」。

金丸委員 のほうが、何か意味が流れるような気がするものですから。

坂田教育長 流れは。なるほど。

先ほどのはどうですかね。「区教育委員会及び校長は、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者活用等を通して、協働・融合をはかりスポーツ環境整備を」、「通して、協働・融合」。協働・融合をはかるのは何と何。

金丸委員 私のイメージだと、実はどういうふうになるかという、「実態に応じて」の後に、「保護者の理解と協力を前提に」とか、要するにその前の話だろうと。で、「図り」はその後の2つにかかるんじゃないかというふうに思ったもんですから。

坂田教育長 はい。

長崎委員 「保護者の理解と協力のもと」みたいにして。

金丸委員 そう。「もと」でもいいですね。はい。そのほうが、何かバランスがいいというか。

坂田教育長 そうですね。「協力を通して、協働・融合をはかる」。そこ、どうでしょ

う。

指導課長 それでは、以下でいかがでしょうか。一応全部読みます。「区教育委員会及び校長は、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、実態に応じて、保護者の理解と協力のもと、地域のスポーツ団体との連携、民間事業者活用等を通して、」以下同じという形の、「地域のスポーツ団体との連携」と「保護者の理解と協力」をひっくり返して、「理解のもと」というふうにつける。いかがでしょうか。

坂田教育長 この「協働・融合」って言葉は要るのでしょうか。

中川委員 協働・融合というと、やっぱり保護者の理解と協力もその中に含まれているのかなというふうに思うんですけども。「実態に応じて」という言葉は要りますか。

坂田教育長 どれも、何を残すのか、難しいところだね。確かに。「実態に応じる」って、例えばどういう例。

指導課長 提案します。「区教育委員会及び校長は、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、保護者の理解と協力のもと、地域のスポーツ団体との連携、民間事業者活用等を通して、スポーツ環境整備を進める」。

坂田教育長 はい。わかります。

指導課長 かなり消してしまいましたが。いわゆる協力するというパートナーシップをとる。

坂田教育長 うん。お互いに……

指導課長 そういところがすっきりとわかれば、ここはよしとするようなイメージで、ア、イの2つの文を1個とったところでもありますし。ご意見をいただいて、かなりシンプルにさせていただきました。いかがでしょう。

坂田教育長 どうでしょうか。よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長 はい。じゃあ、そのように訂正をさせていただきます。
ほかにご質問、ご意見がございましたらお願いします。いいですか。よろしいですかね。

(な し)

坂田教育長 はい。そうしたら、議案第19号につきましては、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 賛成全員でございます。議案第19号は可決成立をしたということです。よろしくをお願いいたします。

◎日程第2 報告

子ども支援課

(1) 平成30年第2回区議会定例会の報告

指導課

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（平成30年5月分）

坂田教育長

続きまして、日程の第2、報告に入ります。

まず最初に、平成30年第2回区議会定例会の報告でございます。明日から本会議が始まります。

子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、現在開会中の第2回千代田区議会定例会のご報告でございます。

まず、6月20日に区議会の招集が行われました。こちらの資料は、区長の招集挨拶でございます。

招集挨拶の内容といたしましては、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについて、そして保健福祉分野の民泊並びに障害者福祉事業に関する取り組みについて、区長のほうから挨拶の中で述べているものでございます。

続きまして、各議員からの質問の状況でございますけれども、まず、各会派の代表質問でございますが、自民党から公明党までの5つの会派、5名の議員の皆様のご質問事項を、こちら、代表質問としてまとめたものでございます。

こちら、黄色の表示をしておりますところが、教育委員会関連の事項ということでございます。

続きまして、一般質問でございますけれども、こちらは16名の議員の皆様からの質問事項でございます。自民党の内田議員から立憲の岩田議員に至るまでの16名の方からの一般質問というものでございます。それぞれ、教育委員会関連のご質問、いじめですとか、あるいは図書館、それから九段中等教育学校等のご質問が出ているところでございます。

こちらにつきましては、ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

明日から本会議の中で、私ども理事の側で答弁をするということになっておりますが、まずは、今回21人かな、議員さんが、25人中21人ですので、ほとんどの方が質問されるという状況です。

まず代表は、それぞれの会派ごとの代表がするというので、自民、千代田、共産云々となっておりますが、オリンピック・パラリンピック、これはもう、あと2年でございますので、そこにおけるそれぞれの区の施策もそうですし、とりわけ我々にとって、オリンピック教育といいますか、子どもたちにどういったレガシーを残すんだということが再三問われてきているということでございます。教育活動のあらゆる側面において、そういった取り組みを私どものほうではしているということでございまして。

あとは、代表で言いますと、4番目の岩佐議員が質問されていますけど、先般の目黒の児童虐待の案件、これはやっぱり大きく重く、議員さん方にも届いています。児童虐待ゼロの取り組み、これは区としてどうするんだとい

うことを問われています。

今般の案件については、とりわけ児童相談所、前の住所地と東京に来てからの連携がよろしくなかったというような話もあるんですが。特に、区は児童相談所を今持っておりませんが、現実には事件、事故は現場で起きているわけでございまして、できる限り、とにかく子どもの命最優先に、権限はなくても対処していくんだという、そういう姿勢を示すということにしています。

ですから、権限はなくても、一時やっぱり親から切り離すような、緊急避難的なことはやらざるを得ないだろうなど。それは関係機関、とりわけ警察との関係ですとかというところに力点を置いて、区としても命を守るという視点からやっていくんだという答弁をする予定であります。

あとは、まあ、ここに書いてあるのかな、公明の大串議員は、小中学生の美術鑑賞というような話をしている、これ、何か新宿の例みたいなんですけど。新宿でしたっけ。

指導課長
坂田教育長

そうです。

そうですね。うん。要するに、今度の新指導要領、主体的で対話的な深い学びというようなことから、単に美術も鑑賞というだけじゃなくして、そこで見た感想を言い合うような、そういった取り組みを新宿のほうでしていると。区のほう、千代田区でも何かそれに類似するものをできないのかというような聞き方です。私ども、学校ではいろんなことをやっております。美術館に通うという学校もありますし、あるいは音楽鑑賞もあるでしょうし、演劇もあるでしょうし、いろんな視点からそういった活動はしておりますし、今後もそれは必要なことと思っているという話をするべく、今、調整中です。

金丸委員

ちなみにあそこ、和泉だったかな、北斎館に見に行っ、それを見て、印象のある絵を子どもたちに描かせるというのをやっていますよね。これって、感想を述べ合うよりもずっと、そういう意味では、主体的な活動じゃないかなという感じがしました。

坂田教育長

まあ、そういう事例もございましてね。そういった、うち、千代田の中での積み上げてきたもの、重ねてきたものをきちっと説明しようというふうに思っています。

中川委員

先生方が、そういうことをやりやすい環境というものをつくってあげることが大事でしょう。

坂田教育長

そうですね。それと、また、うちは、そういう意味での地域教育資源にあふれているところですからね。

中川委員

はい。そうですね。

坂田教育長

ええ。ぜひ、活用していきたいというふうに思っています。

それと、一般質問の中では、やはり子育て支援、まあ、この障害児に係る問題ですとか、さまざまに出てきております。あと、保育園、学童クラブ、やっぱり待機というものに対してどう向き合うんだということですね。子育て

て支援については、特に大きな問題です。

あとは、先般の震災、大阪の地震で塀が倒れたということで、千代田は大丈夫なのかということです。これについては、また、後で説明があるのかな、すぐに実態調査をしております。すぐに対処すべく、今、体制を整えているところでございます。

いじめについても、これも共産の飯島議員から、いじめ対策ということで出ております。

共産党は、あと、道徳教育とか、そういったものについて質問が出ております。

あと、15番、はやお議員のほうから、やっぱり九段中等についての現状、課題、そして将来どうするんだということが、丸ごと九段中等のことだけを聞いているということです。これについても、今、鋭意、部長のほうで整理しておりますので。

あとは、そうですね、主にはそういうところでございます。後ほどお目通しいただいて、答弁案がまだ確定しておりませんが、今回はこういうふうに答えたということで、お知らせをしたいと思います。

以上でございます。

金丸委員

答弁に入れてほしいということじゃないんですけども、総括表の4番の岩佐議員の児童虐待ゼロを目指す取り組みの中で、今、教育長がおっしゃったように、児相を持っていなくても、できることはやるんだという、実は裏側の問題として、児相から情報を、要するにそから来た子どもについての情報を、児家センがとれないと、対応ができないという。要するに、まさに東京に来たときに、東京の児相が情報を得られなかったためにうまくいかなかったと同じように、児家センがとれないとすれば、区のほうは対応できないので。多分私が想像するには、児相の立場からすると、非常に固く、個人情報だといって情報を出さないという態度が見受けられるので、児家センの立場を考えると、児家センに対しては、要するに千代田区だけじゃなく、全国的な運動として、児家センに対しても情報を発信すべきなんだというような動きをとらないと。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

そこを、所長、やっぱりそういう現状はあるということですね。

児童・家庭支援センター所長

本当に、まさにそのとおりでして、東京都の中だけでは、23区の東京ルールというところから従ってやっているんですけども、県と都というと、決まりが曖昧でして、わからない部分があるんです。県から都に来た場合、東京都の児相は、住民票は必ず区に問い合わせがきます。そのときに、あ、はい、はいと、ただ、住民票を私たちが見て、確認しましたと言っている場合もあるんですが、そうではなくて、今後は、こういう事件があったからというわけではないんですが、本当に今おっしゃったように、都は何でかという理由は言わないんです。住んでいるかどうかの住民票の確認だけするんですよ。そこで、うちはきちんと何があったのかということと、どういう子ども

で何なのかということをしちんと聞くこと、それから住所を教えるようにという話を、本当にまさにしていたところです。

坂田 教育長 ありがとうございます。実情がわかりました。でも、その聞こうねということで、教えてくれるということには。

児童・家庭支援センター所長 聞けば教えてくれます。

坂田 教育長 ああ、そうですか。じゃあ、そのようにちょっと心がけていただきたいと思います。

中 川 委員 いいですか。教えていただくのはいいんですけども、都のほうとの協力体制みたいなものはどうなんだと。ちょっと心配なところがあるんですけど。

児童・家庭支援センター所長 はい。やはりこの事件があったからというわけではなくて、都との連携は大切です。そうした子に対して早いうちにケース会議をやりましょうというようなことは常々話しています。今後は迅速にやりたいと思っております。

坂田 教育長 はい。わかりました。その体制をきちっと築くということですね。今回のことが起こってから東京都もPTを開いて、その組織整備みたいなことをやっていますね。関係局がみんな集まると。でも、そこには、自治体、区は入っていないのかな、やっぱりね。ですので、その連携というものもちょっと、今何が連携を阻害する要因になっているのかも含めて整理をしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

中 川 委員 ちょっと休憩していいですか。

坂田 教育長 はい。休憩します。

(休 憩)

(再 開)

坂田 教育長 再開します。

総務課長からの区議会定例会の関係につきましての報告は以上でございます。

それでは続きまして、いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告ということで、指導課長から報告をお願いします。

指 導 課 長 それでは、5月取りまとめのいじめ、不登校、適応指導教室の状況につきまして報告をいたします。

まず、黄色い枠のところのいじめ報告数の欄をごらんください。

今月に入りまして、一番左側、未解消の部分、赤字で書いてあるプラスの部分が増えてきたということになります。合計で13件という形になります。

次に、その右の欄ですが、解消したものということで、3年生、4年生、5年生が1ふえています。これは、いじめが解決した後、3カ月見守るといいうものが終わったという形の3件でございます。

累計に関しましては、右のとおりになっております。その解消した分も含めて、今年度のいじめ数という形になります。合計で、小学校は16、中学校は1という形になっております。

続きまして、真ん中の青い欄、不登校者数についてです。

先月につきましては、基準等の30日を超えるものがなかったものですか

ら、ここの欄はゼロという形だったんですが、5月末となりますと、その基準を超えてくるものが出てきたということで、このように報告をさせていただいております。

まず小学校ですが、合計で13、中学につきましては、合計で16。中等も含むです。そして、トータルは29という形になっております。

一番右の欄、適応指導教室利用数につきましては、今月も適応指導教室利用につながっている事例はないという形でございます。

以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

何かご質問はございますか。

金丸委員、お願いします。

金丸委員

不登校者数の読み方の問題なんですけども、2年生だと、今年度に入ってからもちろん今月出てくるわけですけども、1年生のときの状況から見ると、これは、要するに3月までの状況と比べると、人数的には変動があるんでしょうか、それともそれがそのまま横滑りしているというふうに見たほうがよろしいんでしょうか。

坂田教育長

どうぞ。

指導課長

小学校につきましては、先月の報告の際に、ここの表向き上はゼロけれども、登校を全くしていない者の数と、1日か2日程度は登校したという者の数を報告させていただいているかと思えます。その際の報告におきましては、小学校はゼロと1日か2日を合わせて12という形で報告をさせていただきました。ですので、今回、この小学校のトータルは13ですので、1ふえているということでございます。

また、中学校につきましては、4月の段階で継続的なものにつきましては、7と報告をいたしました。今回は16という形になっておりますので、9ふえているというふうに捉えているところでございます。

以上です。

坂田教育長

はい。その要因というか、何かあるんでしょうかね。

指導課長

その要因、出席できなくなったその要因についての分析は、今のところできていないのですが、中学校3校、九段中等を含めてですけども、3校によつての数の差はないという形になっているところの現状分析です。

坂田教育長

はい。不登校には、それぞれきっと、その根底にいろんな理由があるんだろうなというふうに思いますけど。いじめも然りだろうし、先ほどの虐待もあつたり、いろいろなケースもあろうかと思うんで、その根底にあるもの、本当の、本来の理由ってどこにあるのかということちょっと分析をしておいていただきたいなというふうに思います。

よろしいですか、報告。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、報告が終わりということになります。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(7月5日号)掲載事項

坂田教育長 それでは、日程第3、その他に入ります。
教育委員会の行事予定表、そして、広報千代田についてご説明ください。

子ども総務課長 それでは、教育委員会行事予定表でございます。
本日から7月25日に至るまでの教育委員会の行事予定を一覧にしたものでございます。
こちらで、1点ちょっと修正がございますのは、7月1日の日曜日、ひがた探検隊の下にございます八校会ドッジビー大会が、実施場所と事業名が入れかわっておりますので、ここは、スポーツセンターでドッジビー大会が実施されるというものでございます。
7月21日土曜日から岩井臨海学校が始まるというものでございます。
こちらにつきましては、ご説明は以上でございます。
続きまして、広報千代田7月5日掲載事項一覧でございます。
こちらにつきましては、児童・家庭支援センターにおける事業、それから文化振興課における各種事業、生涯学習・スポーツ課における事業、こういったもの、そして、最後に、夏季合同ラジオ体操、これが7月23日から始まるというものでございます。こちらは体育協会の主催というものでございます。
ご説明は以上でございます。

坂田教育長 はい。直近の行事予定でございます。
教育委員さん、足を運ぶものがございますか。

中川委員 社明のパレードと、戦没者追悼式とか。

坂田教育長 ああ、はい。社明のパレードは、7月のいつといつでしたっけ。ここに出ていない。

金丸委員 2つありましたね。それから、戦没者追悼式。

中川委員 この戦没者追悼式というのは、本当は小学校と中学校とかの生徒が出るといいなと思っているんですけども。

金丸委員 九段の吹奏楽部が出ていますけども。

坂田教育長 九段中等吹奏楽部。

中川委員 吹奏楽部がいつも演奏してくれるんです。

坂田教育長 では、この予定で。
それでは、ほかに何か、教育委員さんから情報提供がございましたら、よろしくお願ひします。こんな行事があるよというものも含めて。
金丸委員、お願ひします。

金丸委員 よろしいですか。前回の委員会から今回までに出てきていた新聞の記事の中で、障害児に特化した通所施設や放課後の居所の整備を2020年までに、全

国区市町村に、少なくとも1カ所開設するという方針が出ているようなのですが、千代田区はこれについてどうされるのかなというのが1点。

2つ目は、前にもちょっと申し上げましたけども、2020年問題、成人の年齢が18歳になったときに、九段中等の6年生が、親の了解を得ずに退学届を出したときに、それをそのまま受理するのかどうかというちょっとした疑問点です。

坂田教育長 退学届。なるほど。はい。貴重な提起、ありがとうございます。

あれっ。最初の障害者施設、それって……

児童・家庭支援センター所長

児童・発達支援センターの所管なんですけれども、国のほうで、区市町村に平成31年までに1カ所というのがあるんですけど、うちの場合は、子サボと一緒にというようなことを庁内で議論しておりますので、その辺では少し遅れるということと、千代田区はさくらキッズですね、子ども発達支援センターがあることと、ほかの事業所等も補助などいたしまして、充実していきたいと考えております。もうちょっと具体的にになりましたら、お話しさせていただきます。

金丸委員 よろしく願いいたします。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。2020年問題、ああ、確かにそういう問題が。具体的に……

金丸委員 成人だからといって、退学届を出したときにどうなんだというのは、結構問題になりそうだという。

坂田教育長 はい。ちょっと事例研究をさせていただきたいと思います。なるほど。はい。ありがとうございます。

ほかに何か、この場で情報提供がございましたらお願いしますが、よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。

それでは、以上をもって本日の定例会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。